

	案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額(千円)	随意契約理由	根拠法令	問合せ(TEL)
1	神戸市立須磨ヨットハーバーにおける調査業務	2022年10月19日	西村あさひ法律事務所 井垣弁護士	9,900	須磨ヨットハーバーにおいては、令和6年度以降に大規模改修を予定しているため、本来、令和4年度末までの指定管理期間であるところを、非公募により1年の期間延長とする予定である。すでに選定評価委員会において承認を得ており、令和5年2月議会へ上程する予定である。 令和5年2月議会への上程を行うためには、令和4年11月末までに第三者調査の報告書提出、令和4年12月上旬に指定管理者選定評価委員会を開催し、報告するスケジュールを進めることが必須であり、期間が相当短いため、機動的に調査を行っていただく必要がある。 また、コンプライアンスについての実績が豊富であることも重要である。 よって、全国トップの弁護士数が在籍しており、コンプライアンスについての実績が豊富である、西村あさひ法律事務所（弁護士数631名）へ今回の調査依頼を行う。	地方公営企業法施行令第21条の14 第1項第2号	経営課 595-6278
2	PCB廃棄物処分委託その3	2022年11月28日	中間貯蔵・環境安全事業（株）	8,223	高濃度PCB汚染物の無害化処理は特殊の技術を必要とし、上記委託先以外では行うことができない。また、上記業者は国より委託を受けて高濃度PCB汚染物の無害化処理を実施する唯一の会社である（中間貯蔵・環境安全事業株式会社法第7条第4項）。	地方公営企業法施行令第21条の14 第1項第2号	工務課 595-6311
3	大阪湾岸道路西伸部事業に伴う補償調査業務④	2022年12月1日	日本工営都市空間(株) 神戸事務所	2,728	本業務は当該事業者には大阪湾岸道路西伸部事業に伴う補償調査業務を令和2年度から委託していたが、国土交通省が作成する測量図面が完成しなかったため、消費税調査、残地内検討の各調査項目は、補償調査業務の対象外としていた。今回の業務では、測量図面にに基づき、これまで対象外としていた業務について、新たな検討を行うとともに、その内容を踏まえて補償金の再積算を委託するものである。 当該事業者は、現地の状況、物件等を既に把握しており、「神戸市の公共事業の施行に伴う損失補償」のための用地調査等業務について、資産活用課が定める実施可能事業者であり、従前の調査内容を踏まえた業務の実施が可能であるため工期の短縮や経費の節減も見込まれる。 これらのことを踏まえ、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号、第6号の規定により、特命随意契約を締結するものである。	地方公営企業法施行令第21条の14 第1項第2号	経営課 595-6278
4	神戸港の遊覧船における追加プロモーション業務	2022年12月1日	神戸港遊覧船共同事業体	20,000	「神戸港遊覧船共同事業体」は、(株)ジェイアール東海エージェンシー（以下、JR東海）、(株)早駒運輸、(株)神戸ベイクルーズ、(株)神戸クルーザーの4者で構成され、JR東海を代表者としている。JR東海は、遊覧船の現状把握と分析を目的とした調査業務の受託事業者（公募型プロポーザルで決定）であり、遊覧船事業者や市内の商業施設等へのヒアリングを通じて、事業者と協力関係を構築し、直近の課題を把握するなど、神戸港遊覧船を取り巻く情勢に精通している事業者である。 本プロモーション業務は、調査業務の結果を踏まえて連動した取り組みを実施し、さらに遊覧船事業者と一体となった事業展開が必要不可欠であるが、神戸港遊覧船にかかる専門的な知識を有するJR東海と遊覧船事業者（3社）により構成される当共同事業体は、本業務を効果的かつ効率的に実施できる唯一の事業者である。	地方公営企業法施行令第21条の14 第1項第2号	振興課 595-6282
5	中突堤中央ターミナル（かもめりあ）2階移転先整備業務	2022年12月20日	神戸港“U”パークマネジメント 共同事業体	14,850	神戸港“U”パークマネジメント共同事業体は、かもめりあ指定管理者として、施設の管理運営を担い、既設テナントとの調整や日常的なコミュニケーションを行うとともに、施設全体の電気室等の日常的なメンテナンスも行っている。 今回の移転先整備では、設備の改修による一時的な使用制限が想定される他、騒音を伴う作業が発生するため、施設内で営業している事業者や入居テナントとの調整が必要となる。そのためには、本施設の管理・運営を行い、設備を熟知している指定管理者が、設計施工業者の選定から施設内の各事業者・テナントとの調整を含めて一体的に実施することで施設運営に支障をきたすことなく迅速に、安全かつ効率的に業務の遂行を行うことができるため	地方公営企業法施行令第21条の14 第1項第2号	ウォーターフロント 再開発推進課 595-6307
6	六港連携事業にかかる委託業務	2022年12月27日	(株)JTBグローバルマーケティング&トラベル	1,265	招請事業で視察ツアーを実施する場合、受注型企画旅行であり、第一種旅行業の資格を持つ旅行会社と旅行契約を締結する必要がある。また、視察ツアーについては、船会社の求める寄港地観光と各港の観光資源を調整し、企画立案を含むため委託契約とする。委託先候補である株式会社JTBグローバルマーケティング&トラベルは、六港連携招請事業で協議により招請が決定した船会社「スワンヘレニック社」の日本国内における旅行サービス手配業（ランドオペレーター）を現在、専属で行っており、船会社への寄港地観光ツアーや乗下船に関わるランド手配を行っている。また、同社は他の船会社のランドオペレーター業も担っていることから、同社が事業を行うことで、他の船会社に対しても、波及した誘致効果が期待できる。よって、本招請事業でクルーズ客船誘致を効果的・効率的に行うことができる唯一の団体である。	地方公営企業法施行令第21条の14 第1項第2号	振興課 078-595-6289

7	開港150年史編纂事業	2022年12月28日	エコポート(株)	1,500	本業務については、神戸港に関する詳細な史実の精査や、膨大な資料の整理や校正等の補助作業が必要となり、(一財)神戸観光局に長年在籍し、港湾・海事分野で多数の受賞(彰)歴や有識者委員経験を持つ業務従事者と日頃から行動を共にする委託候補先企業の社員以外にはサポートが難しいことから、業務従事者が所属する委託候補先企業が事業を遂行できる唯一の事業者であり、その性質が競争入札に適さないものである。	地方公営企業法施行令第21条の14 第1項第2号	振興課 595-6282
8	S O L A S 監視設備 (PC13,18,RC7) 修繕業務	2023年3月27日	阪神国際港湾(株)	1,174	本業務の対象機器は、海上人命安全条約 (S O L A S 条約) に基づき設置されており、万一故障が発生した場合には速やかに対応する必要がある。 当該バースの S O L A S 機器は、神戸市が設置した機器とバースの管理運営を行っている 阪神国際港湾 (株) が設置した機器が同一システム上で運用されている。 故障原因調査 及び 修繕業務については、管理運営を行っている阪神国際港湾 (株) が 効率的かつ確実に行える唯一の会社であるため、特命随意契約を行うものである。	地方公営企業法施行令第21条の14 第1項第2号	工務課 595-6311